

子ども・子育て支援新制度の導入に伴う各種条例（案） に関するパブリックコメント（意見募集）について

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。

すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的にスタートします。

この制度は、市町村が実施主体となり、条例の策定が必要となります。

つきましては、本市の条例（案）の概要について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

鎌ヶ谷市 健康福祉部 こども課

《主なポイント》

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び家庭的保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ② 認定こども園制度の改善と普及促進
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援制度（利用者支援、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など）の充実
- ④ 市町村が実施主体



《新制度の全体像》

新制度は、二つの制度に区分され、①子ども・子育て支援給付は、認定こども園、幼稚園、保育園などを利用する際の支援制度であり、②地域子ども・子育て支援事業は、放課後児童クラブ、延長保育など地域の実情に応じて実施する制度となります。

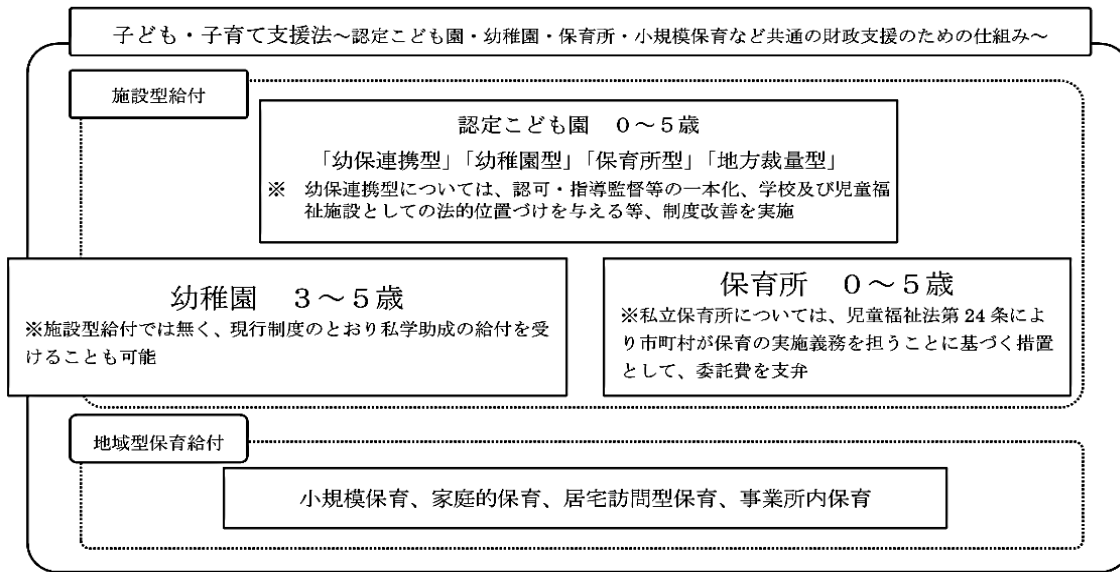
子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
 - ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする
- 地域型保育給付
 - ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）
 - ※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

《施設型給付と地域型保育給付の全体像》



《パブリックコメントを行う条例（案）》

パブリックコメントを行う次の条例（案）は、市民の皆様からのご意見を参考に再度審議したうえで、平成26年9月開会の鎌ヶ谷市議会定例会に議案として提出することを予定しています。

- 1 鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
- 2 鎌ヶ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）
- 3 鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

《新制度の概要》 子ども・子育て支援新制度「なるほどBOOK」

⇒ さらに詳しい情報はこちら <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

（内閣府ホームページ）

